



日本共産党名古屋市議員 柴田民雄 昭和区市政ニュース

No. 35
[2016/1/17 発行]



発行 日本共産党名古屋市議員団 〒460-8508 名古屋市中区三の丸 3-1-1 名古屋役所東庁舎 3F Tel 052-972-2071
名古屋市議員柴田民雄事務所 〒466-0849 昭和区南分町 3-3 Tel 052-858-3255 Fax 052-858-3256
tamio.jcpweb.net / shibata@tamio.jcpweb.net / @shibata_pin / www.facebook.com/tamio.shibata

メールマガジンに登録を



mtouroku@tamio.jcpweb.net
に空メールを送信するだけ!

1/11 成人の日記念式

成人となられた皆さん、おめでとうございます。1月11日(月祝)10:30~名古屋市公会堂で開催された成人の日記念式に、昭和区公職者として参加させていただきました。

今年の昭和区の新成人は975人で昨年の1,104人から129人減少しました。学区別で最多は滝川の220人で、次いで松栄111人、川原99人と続きます。最小は白金の32人です。公会堂大ホールでの式典の出席者は約500人でした。



今年は18才選挙権の施行の年ですが、同時に、近々民法上の成人も18にすることが附則で決められました。その時の成人式は18才、19才、20才の3学年の皆さんが集まることになりますね。

18才選挙権について

さて、今年の6月19日には、18才選挙権が施行されます。新しく選挙権を得るのは、新成人に加えて、19才の皆さんと、選挙投票日の翌日以前が18才の誕生日となる皆さんになります。

すこしややこしいですが、日本の法律では、年齢を1加えるのは、誕生日の前の日の午前0時と定められており、例えば、7/18(月)が18才の誕生日の人は、7/17(日)の午前0時には18歳になっていますので、例えば選挙の投票日が7/17だとすれば、



無料法律相談のご案内

柴田民雄事務所にて、協力弁護士と初回無料で法律相談ができます【予約制・30分】

- 第2金曜日：午後2時~4時
- 第4火曜日：午後6時~8時

生活相談は随時受付中です

- 1月26日(火)午後6時~8時
 - 2月12日(金)午後2時~4時
 - 2月23日(火)午後6時~8時
 - 3月11日(金)午後2時~4時
- 予約電話：052-858-3255



柴田民雄事務所 昭和区南分町 3-3 tel 052-858-3255
御器所駅から徒歩11分・川名駅から徒歩11分(事務所の駐車場はありませんが、東隣に名鉄協商コインパーキングがあります)

投票できることになるのです。(今年の参議院選挙がその日だというわけではありません。例えばの話です。)

なお、7月に予定されている参議院選挙で18才選挙権が適用されるかどうかは、実はまだ確定していません。

18才選挙権は、施行される6月19日以後初めてその期日を公示され又は告示される選挙から適用されるので、もし参議院選挙の公示が6/19以前に行われた場合は、18才選挙権は適用されないことになるのです。

早生まれの方は転居に注意!

18歳の4月は進学や就職などで住所を移すことが多い時期です。しかし参議院選挙は7月に予定されているため、うっかり4月に住所を移動すると、投票日の3ヶ月前に住民票を移動することになった場合、移動先で投票することはできません。国政選挙の場合は、国内の引っ越しであれば一般的には移動前の住所で投票することができますが、初めて選挙権を得てから3ヶ月以内に引っ越した場合は、移動前の住所でも投票権を失うこととなります。1月~4月に18歳になる人の場合、3月や4月の引っ越しがこのような悪条件にハマってしまい、移動前の住所でも移動後の住所でも投票権を失ってしまうおそれがあります。

この問題について、1月12日の新聞

市議員柴田民雄活動日誌

- 7(木):家賃補助等に関する聞き取り調査[広路学童]
- 8(金):北名古屋市ゴミ焼却場視察, 予算説明会, 市職労環境局支部旗びらき
- 9(土):緑区市政懇談会, 日本女性学会懇談, 愛労連旗びらき
- 10(日):名古屋市消防出初め式観覧
- 11(月):成人式[公会堂]
- 12(火):定例朝宣伝[八事日赤], つるま法律倶楽部懇談

報道で、この不利益が発生しないような法改正を検討していると伝えられてはいるものの、全国の選挙管理委員会のシステムに与える影響も大きく、どうなるかは未定です。4月前後に引っ越しを予定されている場合は、十分に注意して下さい。なお、一般的に引っ越しに際しての住民票の移動は義務ですが、学生など生活の拠点が移るわけではない場合や、引越し先に1年未満しか住まない場合などは、義務では無いことも、知っておくと良いでしょう。

他にも落とし穴が

引っ越しにともなって投票権を失う落とし穴は他にもあります。

選挙管理委員会の選挙人名簿は住民票にもとづいて作成され、この名簿に登録されているかどうかで、その住所で投票できるかが決まります。

しかし、転出してから住民票の転入手続きを1ヶ月以上遅らせてしまった場合、その転入手続き後3ヶ月以内の選挙では、新住所でも旧住所で投票でき

ない、ということが起こりうるのです。

なぜなら、転入先では転入手続きをしてから3ヶ月経たないと選挙人名簿には登録されません。そして、引越前の住所では、転出をしてから4ヶ月後には選挙人名簿から削除されてしまいます。この転出から4ヶ月以上、転入から3ヶ月以内というエアポケットにハマってしまうと、どちらでも投票できないということになるのです。

また、3ヶ月以内に転居を繰り返すようなケースでも、適正に住民票を移動していたとしても、どちらの住所地でも投票権を失います。

1/10 消防出初め式

1月10日(日)10:00～港区ガーデンふ頭にて、名古屋市消防出初め式が行われました。消防職員と消防団員ら約2,000人が参加され、海上一斉放水やヘリからの救助訓練のデモンストレーション、消防団の分列行進などに、満員の観覧席から拍手が送られていました。昭和区の伊勝消防団長大矢さんが詩吟



を発表されたり昭和区と東区にしか無い女性消防ボランティア組織の紹介もあり、昭和区の活躍が目立つ出初め式でした。



昭和区消防団の皆さん

昭和区ホームファイヤーモニターズ(女性ボラ)の皆さん



満員の観覧席

1/8 北名古屋環境美化センター視察

1月8日(金)10:00～名古屋市のごみ処理工場の建設が予定されている、北名古屋環境美化センターを、北名古屋市の党市議の案内で視察しました。



名古屋市のゴミ収集車が1日500台搬入することになるため、地元の交通渋滞を起こさないようどう対策するかが最大の焦点だと感じました。

1/21 戦争法学習会に参加を

1月21日(木)18:30～御器所高齢者就業支援センター5F大会議室にて「集団的自衛権行使に反対する昭和田の会」主催の戦争法学習会が開催されます。ご参加下さい。

戦争法 安保法制 連続学習企画

第3回
「宗教者が考える“日本のこれから”」(仮題)
講師:松浦悟郎司教(カトリック名古屋教区)

日時: 2016年1月21日(木)午後6:30～8:30
場所: 名古屋市高齢者就業支援センター5F大会議室
(地下鉄御器所駅2番出口東へ徒歩1分。マツモトキヨシのビル西側入口)
定員: 240人(予約不要)
資料代: 300円
主催: 集団的自衛権行使に反対する昭和田の会
連絡先: ☎052-852-1220 (鶴舞総合法律事務所) 昭和田御器所通3-18 エステイプラザ御器所4F
協賛: DemosKratia
Twitter: @peacesharing

毎月19日12:00～13:00
御器所交差点にてスタンディングデモを行います。一緒に!

1/21 上を向いて歩こう

第5回: うるう年と天文



1面の記事で書いた、年齢を1加えるタイミングの民法規定が、誕生日の前日とされているのはなぜだろうと疑問に思われませんか?

これは、誕生日の当日に年を取ることにすると、うるう年の2月29日生まれの人は法律上4年に1回しか年を取らないことになってしまうからなんです。こういうことまで法律できっちり決めるものなんですね。同じ理由で、4/1生まれの人は、同年の3月生まれの人たちと同じ上の学年になり、4/2以降生まれの人は、4月以降生まれの人達と同じ学年になります。

ところで「うるう年」というのは何のためにあるのでしょうか。

日本は明治5年まで、月の満ち欠け周期29.5日を基準に30日を1ヶ月とする太陰暦を使っていました(太陰とは太陽に対する月のこと)。しかし太陰暦は、日付と月齢が一致するという簡便さはあるものの、毎年11日ずつずれてしまうので、農作物のように1年単位の正確な暦が必要な仕事にとって不便なものでした。そこで、地球が太陽の周りを公転する周期を1年とする太陽暦が作られます。地球の公転周期は365.2422日なので、4で割り切れる年は1年を366日にするなどとした「うるう年」を設けることになったのです。端数のずれはどう調整しているのか、ぜひ調べてみてください。天文学と暮らしは密接に結びついてるんですね。